



平成22年11月30日

各 位

東京都中央区晴海二丁目5番24号
株式会社ピーエス三菱
(コード番号1871 東証第1部)
問合わせ先 総務人事部長 飯沼久志
(Tel. 03-6385-8002)

建設業法に基づく営業停止処分に関するお知らせ

当社は、プレストレスト・コンクリート橋梁工事をめぐる独占禁止法違反事件に関し、平成22年11月30日付で、国土交通省関東地方整備局から建設業法第28条第3項の規定に基づき、下記のとおり営業停止命令を受けましたのでお知らせいたします。

当社が本件処分を受けることに伴い、お客様・株主様をはじめ、関係者の皆様方に多大なるご迷惑とご心配をおかけすることとなりますことを、ここに深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、この度の処分を厳粛に受け止め、今後同様の事態を繰り返さないことはもちろん、真摯な反省のもとに、当社グループのコンプライアンス体制を不断に徹底・強化し、関係者の皆様のご信頼・ご負託にお応えすべく全力を挙げて参ります。

関係者の皆様におかれましては、これからも引き続きましてご指導・ご支援を賜りたく、よろしく願い申し上げます。

記

1. 処分を受けるに至った経緯

当社は、国土交通省関東地方整備局、近畿地方整備局及び福島県がプレストレスト・コンクリート工事として発注する橋梁の新設工事の入札に関して、平成16年10月15日付で公正取引委員会から排除勧告を受け、これを不服として応諾せず審判が行われてましたが、平成22年9月21日付で同委員会から、前記工事に係わる審判審決を受け、当該審決が確定しました。このことが、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当すると認められるとして、国土交通省関東地方整備局から同法第28条第3項の規定に基づき、平成22年11月30日付で、営業停止命令を受けました。

2．営業停止命令の内容

- (1) 地域 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び福島県
- (2) 期間 平成22年12月15日から平成22年12月29日までの15日間
- (3) 停止を命ぜられた営業の範囲
土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係わるもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

3．今後の見通し

今回の営業停止処分が当期の業績に与える影響は現在のところ不明ですが、業績予想の修正等が必要となった場合は、速やかに別途公表いたします。

以上